

第四十回国会 衆議院 商工委員会議録 第五号

昭和三十七年二月七日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右エ門君
理事内田 常雄君 理事岡本 茂君
理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君
理事板川 正吾君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君

浦野 幸男君 小沢 辰男君
海部 俊樹君 佐々木秀世君
齋藤 憲三君 首藤 新八君
田中 龍夫君 中垣 國男君
村上 勇君 岡田 利春君
北山 愛郎君 久保田 豊君
小林 ちづ君 中嶋 英夫君
中村 重光君 西村 力弥君
山口シヅエ君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

法制局参事官 吉國 一郎君
(第三部長)
総理府事務官 坂根 哲夫君
(公正取引委員)
長官事務局長

大蔵事務官

(銀行局長) 大月 高君

通商産業事務官

次官 森 清君

通商産業事務官

(大臣官房長) 塚本 敏夫君

通商産業事務官

(通商局長) 今井 善衛君

中小企業庁長

大堀 弘君

委員外の出席者

中小企業金融 森永貞二郎君
公庫総裁
国民金融公庫 松田 文蔵君
理事
中小企業信用 山本 茂君
保險公庫理事

参考人(全国 伊藤今朝市君
中小企業団体 中央会常任理 事)
参考人(商工 北野 重雄君
組合中央金庫 理事長) 越田 清七君
専門員

二月六日

新産業都市建設促進法案(内閣提出 第五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

○早稲田委員長 これより会議を開きます。

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑に入ります。

本日は、両案審査のため、政府側から、中小企業庁長官、中小企業金融公庫総裁、中小企業信用保険公庫理事

長、国民金融公庫理事、松田文蔵君等が出席されております。ほかに参考人として、商工組合中央金庫理事長の北野重雄君、全国中小企業団体中央会常任理事の伊藤今朝市君が出席されております。

最初に、中小企業庁長官より発言を求められますので、これを許します。大堀長官。

○大堀政府委員 昨日の商工委員会におきまして、中小企業の金融対策についてとりました措置についての数字の報告資料を提出せよというお話がございまして、たゞいまお手元に一枚紙の簡単に要約しました資料をお配りしてございまして、一言説明をさせていただきます。

昨年の金融引き締め以来、中小企業に対するしわ寄せを防止する意味におきまして、一般の市中金融機関の協力を求め、さらに大企業の支払い遅延の防止について、各方面と協力してやっ

て参っておりますが、政府の政府関係三機関に対しての資金の追加と、同時に、市中金融機関に対する資金運用部資金によります金融債の買い上げ、買いオペと言っておりますが、買いオペ措置を、合わせて三度にわたって実施して参りましたのでございまして、第一回と書いてございまして、大体十月に実施いたしましたものでござい

ます前に出席されております各公庫方に及び参考人により、最近の資金情勢等について御説明を願った後、質疑を行なうことといたします。

まず、商工組合中央金庫理事長の北野重雄君にお願いをいたします。

○北野参考人 商工中金の資金状況はまず三十六年度の年度当初におきましては、貸し出し純増三百十億というところで出発いたしました。昨年の七月以降の金融引き締めの中小企業に及ぼすしわ寄せを緩和するために、商工中金自体といたしまして、商工債券の市中消化その他いわゆる自己調達につき

ましての自己努力に最善を尽くしたわけでございまして、御承知のように、その中でも、特に割引商工債券の売れ行きは、証券市場の状況等からいたしまして、きわめて不振でございまして、それに対する補てん措置もそれぞれ講じたわけでございまして、いわゆる自己調達のみをもっては、とうてい旺盛な資金需要にこたえることができません。これに対しまして、政府におかれましては、幸い、ただいま中小企業庁長官から御説明のありましたように、昨年十月以来三回にわた

りまして財政投融資の追加をさせていただいたわけでございまして、その中にはすでに御承知のように、政府の資金運用部資金等における財源関係からいたしまして、長期資金が非常に少ないというふうな関係もございまして、追加

財投の資金は主として短期的な資金でございまして、しかしながら、商工中

ごいすものが七十七億になりまして、出資金総額が百二十億になるわけでありませう。

○内田委員 よくわかりましたが、つまり、今の理事長のお話では、政府出資が三十七年度に行なわれる前に、民間出資が三月中に十億ある。合わせると三十億になる。ほかに、商工中金の出資が七億あるというふうに出資計画に載っておりますし、それにさらに八億加わって、三十八年度中には合計額が百二十八億ということになると思っておりますが……

○北野参考人 今失念しておりました。おっしゃる通りでございます。

○内田委員 すでにお尋ねしたいのは商工中金——これは法規上の問題でまことに恐縮でございますが、商工中金の資本は、法律を直す際に、政府出資の分だけ二十億を増資するという改正案になっておりますが、今民間出資の分が、この三月になって十億円なり、あるいは三十七年度に増資を予定しておる八億円なり、その分を増資するという計画は、これはお入れにならなくていいのでありませうか。入れてないから、資本金が幾らかわらない。同じ資本金の増加が中小企業信用保険公庫の方にもありますが、これは幾らになっておるのを幾らに直すということとでありますから、中小企業信用保険公庫の方は幾らだということは聞かなくていいのでありますが、商工中金の方は、増資になるたびに政府の方の増額分だけを今度何億増資する、何億増資するというのが規定されております。もともとこの商工中金の資本は一千万円から出資しておる。それは

商工中金法の第六條にあるのですが、あと足したり引いたりしますと、幾らかということになるはずでありませうか、それが出来ない。政府出資の分だけ出ている、民間出資の方は資本金の増加分が載つてからぬものですか、さうばりわけがわからぬ。のみならず、何か法律上こういう規定の仕方欠陥があるのではないかと思ふのですが、これは政府当局の方からでも、法制局からでもちゃんと説明していただきたいと思ひます。

○大塚政府委員 商工組合中央金庫法自身が非常に古い法律でございますし、最近の法律と書き方も多少違つておる点がありますが、ただいまの御質問の点は、民間の方の出資は定款において総会の決議をもつて定めるといふことに相なつておりました、今日は前例によつて政府出資をいたします場合だけ法律で規定していく。商工組合中央金庫の定款におきましても、第七條の二項の資本金の規定のところにおいて、政府の出資については次の総代会までの間は前項の規定にかかわらず政府が出資増加した分を加えたものを資本金とするというふうな規定を入れてやつておるわけでございます。

○内田委員 その説明はどうも違ふやうです。違ふやうですというところは、今度ここに出ています改正法律案でも、六條の七というのを追加して「商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加シ」かういふ一項が入れてあります。要するに、商工組合中央金庫の資本金は、政府出資か民間出資かわからないが、資本金そのものを二十億円増資するの一本あつて、それから今度はその改正の規定の次に、右の二十億

円を政府が出資をする、こう二段がまえになつてゐる。ですから、今大塚長官が言うように、ずつと昔からさういふことになつていて、資本金の増加分は政府出資分だけだということなら、何もこのように二本に書く必要はない。現に論より証拠、まず第六條の一で資本金を一千万円とし、その次に昭和何年かに六條の二で、「商工組合中央金庫ノ資本金ヲ千四百円増加」するといふ規定を入れて、今度は、それを受けて八條の二には、右の増資をする千四百円のうち政府が一千円を出資する、こう二つに分けて書いてあります。ですから、商工組合中央金庫の資本金を幾ら増資するか、二十億とか三十億とか増資する、そのうち政府が半分出すとか八割出すとか、こういう規定の仕方を初めはとつてあるのです。それがいつの間にか民間資本の方の増資分を落としてしまつて、規定を入れないで、御丁寧に政府の増資分だけを二本入れてある。ですから、ここで私流に言へば、さつき理事長がお答えになつたように、民間の増資が十億と八億とで十八億あるし、それに政府が二十億増加するから、三十八億円増資する、六條の七では資本金を三十八億円増資する、そして八條の七へ持つてきて、そのうち二十億円を政府が出資をする、こう書くべきじゃないかという気がしますが、これを御研究願ひたい。

○大塚政府委員 ただいまの御指摘の八條及び八條の二、実はこまごまの法律改正の場合は旧商法が施行になつておりましたときで、このときは、出資金の払い込みの方法について、四分の一以下にすることはできない建前になつておりましたのを、八條で五分の一を払い込むことができるという商法の特別の規定を設ける必要があつたために、この当時は民間の払い込みについてもさういふ規定をして、同時に六條の二において民間の増加分についてはさういふ規定をせざるを得ないという格好に相なつてゐるというふうになつておりました。その後商法が改正になりましたので、今日では全額一本払い込みになつておりますので、その追加がなくなりました。従つて、民間の方については特に規定する必要がないといういきさつにあるようにございませう。

○内田委員 どうもその説明は納得できない。六條の二項というのがあつて、ここでは払い込み前といへども増資をすることができるといふ規定になつてゐる。これは私が先ほど申したのと違ふのですが、これは御研究願ひたい。そうでないか、今度の六條の七といふものと八條の七といふものとで資本金を二十億円増資すると二つ書いてあつても、その二十億円を政府が出す意味がない。これはお互いに政府と民間のことで、研究問題にしたいと思ひますが、私の伺ひたいのは、商工組合中央金庫の資本金について、これは政府が出すのですから、二十億と書こうが十億と書こうがいいのですが、民間出資の方は定款の改正ということと主務大臣の認可を受けておやりになつておることの御説明ですが、この法律に掲げる認可でいいかどうかという問題は残ります。その際にこういう問題があると思ひます。商工中金の金を貸すのは、中小企業ならだれにも貸すのではなくて、商工中金の構

成員にお金をお貸しになるわけでありませう。現に毎年三百億円から四百億円ぐらゐの新規貸付が、これは純増貸付ですが、商工中金で行なわれるわけでありまして、純増でありますから、その中には新しい取引先がたくさん入つてゐるわけですね。私が協同組合を作りまして、商工中金に借入金申し込みますと、商工中金は、お前は協同組合であるから金を貸す資格はあるけれども、自分のところの出資者になつてくれ、さうでないと法律上金は貸せない、さうおっしゃるのであります。それで私は、よろしい、一つ一千万円借りたから出資をする、何ぼ出資をしようかという、それじゃお前に一千万円貸すから出資を百万円してくれ、しかし出資といつても、増資がでないから、だれか百万円の出資を持つてゐる人を自分の方で探さうから、その人の分を内田組合に譲り渡すからさうと待つてくれといふわけで、その際に商工中金の資本金を増加しないで、たとえば政務次官の森協同組合が商工中金の資本金を二百万円持つておるとしますと、森協同組合のところに行つて、今度内田協同組合に金を貸すつもりだから、あなたの出資のうち百万円を内田組合の方に譲り渡してくれといふことで、森組合の資本金が私が譲り受けて、さうして商工中金から一千万円を借りるといふことになるわけで、商工中金の資本金は一つもふえないわけでありませう。私はそれはつまらぬじゃないか、森組合は森組合で商工中金の構成員になつておつて、金を貸したり借りたりしてゐるんだから、二百万円自分で持たしておきなさい、私は一千万円金を借りたんだから、商工中

金の構成員になりたいということ、自由が増資ができて、そうして私の資本金というものが商工中金の資金源になるように、かりに商工中金の貸し出しが千五百億円あって、そのうちの民間出資が三百億があるとしますと、大体その一割かその程度の資本金を持たしておけると思いますが、三百何十億貸せば、新しい資本金を持たせる道を作れば、年々その関係で三十億や五十億の資本金が増えると思つておられる。何か民間資本については法律に書けよということをおっしゃる言つたようでありませんが、そうではなしに、逆に何か一種の授權資本的な考え方、包括的に主務大臣の認可を受けておいて、登記なんかでもまとめて登記を受けるようにしておけばいいようにして、そのつど登記の手続をしないで、一年間に一ぺんだけ何だかまとめて登記するようにして、新しい取引先へ新しい金を貸すたびに自動的に商工中金の資本金が増える措置にした方が、この際あなたの方の資金源にいいじゃないか。現に今度の改正案では、商工債券を少しも持たせるようにいろいろな改正を二カ条ばかりおやりになつておられるが、商工債券の消化ももとより大切だけれども商工中金に金を借りるときには新しい出資金を持たせるといふ方法を講じるように法律適用の措置をやつたらいいじゃないか。実はこのことはたびたび商工中金当局あるいは中小企業庁の方に私がお尋ねしたことがあるのですが、お前の考えは悪くないというだけで結論が出ないのですから、公の席上でお尋ねするのですが、どうということなんでしょうか。

○大塚政府委員 ただいまの内田先生の御質問の点は、私どももできるだけおつしやうした趣旨で出資をふやしていただくという方向に、やりやすいようにするということにはなつておられるが、法律上の問題についてはいろいろ検討して参つたわけでございます。

一つは、この商中法はやはり商法の株式会社法の授權資本の規定を適用できるかどうか、これは法務省あたりの意見をいろいろ聞いてみたのでございますが、商工中金法というのは非常に旧式な組織になつていまして、大體組合的な運用といひますか、昔の産業組合法の規定が準用されておりました。表決権も全部一人一票というふうな立て方で、どつちかといひますと、組合員の個性がかなり尊重された形になつております。株式会社法でできておりました。株式会社法の授權資本をそのままこれに適用するのは、ちよつと法律的には無理があるんじゃないか。

たとえば有限会社の場合にはそれが認められておりませんと同様に、どうもその点が少し法体系として無理じゃないかという点が一問題点になつております。

もう一点は、やはり増資をそのつどやりますと、先生御指摘のように、一括して登記するとか定款の変更をするといふいき方について方法があろうかと思ひますけれども、小きぎみに増資をしていくといふことが實際上非常にむずかしい手続上の問題があるわけであらう。御趣旨は非常にいい方向でございますけれども、実は法律としてなかなか具体案にならないといふことでございますので、さら

に今後とも検討して参りたいということを一応中間的に御了承願ひたいと思ひます。

○内田委員 どうもあまりいい答えではないのですが、一体商工中金が新しい取引先にお金を貸すときに、どういふことをおやりになつておられますかといふことを聞きたいのです。現に今度の改正法案でも、新しく商工中金の構成員といふか、貸付先に、輸出組合、輸入組合といふものを加えるわけですか。つまり輸出組合、輸入組合、輸出入組合といふものが商工中金の構成員になつて、その組合には長期、短期の金が貸せるといふことをおやりになるわけですか。これはこの法律改正だけでは輸出組合にも輸入組合にも金を貸せないで、やはり出資を持たせるわけだらうと思ふ。持たせる際に、私のところに来て、内田さん、輸入組合に金を貸すので出資を持たせたいのだけれども、あなたの持つてゐる出資を一つ譲つてやつてくれないうかといふので、せつかくあなたの方に提出してある私金の金を向こうに譲るといふことよりも、商工中金の金を借りたければ、お前の方は新しい出資を持ちなさいといふことをなせないうかといふのです。

こんなものを法律だけで作つても、資本金はちよつともふえないので、そうして政府が出資をしてくれ、くれといつて隣に銀行局長がおられるけれども、商工中金が民間出資を集める努力を一つもしないからやらないのだといふので、いつも大蔵省にばらばらといふ忠告であります。この法律の規定がむずかしければ私が作つてあげます。現に四十九条の規定で民間資本を優遇

するために民間出資が六分以上の配当にならぬ限り、政府出資に配当しなくともいいという規定は、私が発起人になつて議員修正で入れたあげた。これと同じような工合に、資本金がふえるような措置を私が一腕で作つて入れてあげてもいいといふふうな思つておられます。

これはこのくらいにしておいて、もう一つ、同じ法律の中に、中小企業信用保険公庫法の資本金の改正の規定が載つておられるのですが、これもちよつと法律論で恐縮ではありますが、長官にお尋ねします。この改正で中小企業信用保険公庫は二十五億増資をしたと考へるわけでありませんが、この法律の書き方が、公庫法の「第四條第一項中「二十億」を「四十五億」に改める。」と書いてある。ところが公庫法四條一項、これは公庫の資本金に関する条項でありませんが、この四條一項の中には、「二十億」という字が二カ所あるわけでありまして、二カ所あるといふことは、公庫の資本金といふものは複合資本金で、一般会計から出されてくる資本金、政府の産業投資特別会計から出されてくる資本金、また経済基盤強化資金から出されてくる資本金、いは前の特種会計の引き継ぎ資本、いろいろありまして、その合計額が公庫資本金になつておられるわけでありまして、たまたまきよう配られた法律集を見ると、この四百九十六ページにありまして、四條には、「公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円」途中を略しますが、ずつとありまして、また「政府の産業投資特別会計からの出資金二十億円及び」これこれ

の合計額とありまして、二十億円が二つある。そうすると、この二十億円とありますが、これは、両方ありますから、これが二カ所とも四十五億円になるということでしょうか。つまり、二十五億円ずつ五十億円増資になるというふうな読めるように思ふのですが、これは私の読み間違いか、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○大塚政府委員 お配りしました法律集には三十六年の改正が抜けておりまして、産投会計の出資は五十八億円になつておりました。前段の一般会計からの「二十億」を「四十五億」に改めるといふことでございます。

○内田委員 最後に、信用保険公庫の理事長は今度総裁と改めると法律が改正されておられますが、商工中金の方にも理事長がいらつしやるので、ついでにみんな総裁にする方がいいではないか。あるいは一つでも残すなら、何も総裁にしないで理事長にしておいた方がいいといふ議論が国会の間に横行いたしておられるので、同じ法律で二つ出てきておられるに、一方は理事長のまま、一方は総裁にするといふのは、何か魂胆があるのか、統一見解を一つ。○大塚政府委員 決して他意はございませんが、実は、商工中金は、御承知のように、半官半民の機関になつておりました。政府全額出資の公庫と称するものは現在八公庫ございまして、その八公庫の中で、保険公庫と医療公庫の二つだけが名称が理事長となつております。その他の六公庫は全部総裁といふことになつておられるわけでありまして、ただこれは名称の変更でございますが、格別の意味はございませんが、医療公庫の方も今回例によつて総裁と

いうことにいたしますという事になつておりますので、保険公庫だけが何か一人だけ違つたような感じで扱われますことはわれわれとしてもいかにかと思ひまして、この機会に総裁ということに改めさせていただきますというだけのお願ひでありまして、よろしくお願ひいたします。

○早稲田委員長 それでは、中斷いたしました。参考人及び公庫の方々から説明を続けていただきます。時間の関係でなるべく簡単にお願ひをいたしたいと思ひます。

次は中小企業信用保険公庫理事長の山本茂君にお願ひいたします。山本君。

○山本説明員 信用保証制度と信用保険制度の現状の概要について御説明申し上げます。

昭和三十三年に初めて国家資金十億というものが保証協会に投入されることになりました。三十三年に私どもの方の保険公庫が発足したわけでありまして、地方の公共団体、あるいは協会自体の努力といったようなものがありました。保証協会は非常に成長いたしまして、保証規模というものが飛躍的に増加しているわけでありまして、お手元にお配りしましたこの資料の八ページの中段のところに、保証の平均残高がどんなに増加したかということをしてあげておきますが、三十三年に六百八十六億円でございましたものが三十四年度には八百三十一億円に増え、前年比で二一%増加しております。それから三十五年になりまして、千七百五億円になり

まして、やはり前年比で二九%増加しております。三十六年度はまだ年度末になりませんので、集計ができておりませんが、見込みを申し上げますと、千四百五億円になる見込みであります。こういう数字になりますと、前年比で三三%増加するということになるかと思ひます。

それから、一中小企業者に対する保証限度の額であります。これは、個人に対しては、制度としては七百万円が最高限になっておりますが、協会によりましては、協会の規模の関係上、従前はそれ以下の五百万円といったようなところもございました。現在二、三のもの七百万円まで至つておられますが、大体制度の最高限近くまで引き上げられる状況になっております。制度としては、個人では七百万円が最高限、それから法人では一千万円というものが最高限になっておりますが、協会の実力のあるところは八百万円以上一千万円以下といったような協会の九協会もございまして、それぞれ一千万円以上の保証もやっております。たような協会も四協会あるわけでありまして、こういった実力のある協会は、保証の限度以上については、自分の責任において保証をしておるわけでございます。

それから保証料でございますが、八ページの中段に書いてあります。この実収保証料というものが、三十一年度には年二分三厘一毛でありましたのが、三十二年度には二分一厘八毛になりまして、前年比で五・六%引き下げになっております。三十三年度には年二分一厘二毛になりまして、三

十四年度になりまして二分に引き下がりました。三十五年度にはさらに二分を割つて一分八厘九毛ということになっております。三十六年度は、これは見込みであります。さらにそれを下回つて一分七厘九毛くらいになるんじゃないかという見込みを持つておるわけでございます。それから信用保険制度の方であります。信用保証協会の保証規模の増大に対応しまして、保険規模も増大の一途をたどつて参つております。ことに三十六年度からは全面的に包括保険制度になりまして、その規模が一そり飛躍的に増大を示しておるわけでございます。保険につけられた付保の総額は、三十四年度には九百十三億でありましたが、三十五年になりまして千四百二十億、三十六年度の見込みでは二千六百八十億といったようなふうな、飛躍的の増大を示しておるわけでございます。

それから、昨年の十二月末の保証付の融資の状況でございますが、これは合計しまして千八百億でありまして、従前の最高のレコードを示しております。前年の同期に比べて五百三十億の増加でありまして、四一%の増加ということになっております。

保証協会も近年非常に成長いたしまして、ことに国会の附帯決議で、小規模協会のレベル・アップといったような附帯決議をいただいたのであります。われわれの方でも、貸付金の融資にあたりましてはそういう点を十分考慮いたしました結果、小規模協会も非常に成長いたしました。前年比で、保証平残において五割以上伸びた協会が十九協会あります。保証平残が十億未満といったものを一応われわれの方では

小規模の協会としておつたのでございますが、それが前年には二十二ほどあったのが十三くらいになっておるといふふうな非常に成長してきておるわけでございます。保証協会の成長発展につれて、地方の銀行の協会に対する信用度も非常に増しまして、保証協会としては大いに中小企業者のために仕事が増してきております。

それで最後にお願ひなんです。国家資金の地方の保証協会に対する貸付金は現在八十八億でございます。さらに予算に二十五億計上されておられます。これが成立しますと、合計して百十三億になるわけでありまして、地方の保証協会に対する力の入れ方は、出資金で約五十八億、貸付金で百二十億、合計して百七十八億という力を入れておるのであります。国家としては地方に比べてまだまだ力の入れ方が少ないのじゃないかと思ひますので、諸先生方の御支援によりまして、なお一そり地方の保証協会が成長するように、融資資金の増加についての上とも御尽力をお願いしたいわけでありまして、簡単に現状をお話し申し上げます。

○早稲田委員長 次に、全国中小企業団体中央会常任理事の伊藤今朝市君にお願ひをいたします。

○伊藤参考人 いろいろの問題について申し上げたいと思ひます。

昨年の四月に融資保険の制度が廃案になりました。その後衆参両院でそれにかわるべき新しい保険制度をこしらえるという御決議だけになっておりますが、今日になってまだその制度ができません。ぜひとも一つこれにかわる

べき適當なる案をこしらえていただきたいということを切望いたします。

それから、われわれが一番問題としておりますのは、昨年の金融逼迫以来、大企業の支払いが現金であったものが手形になり、手形であったものが手形が非常に長くなるという現状を来たして参りました。現在では、今まで六十日の手形であったものが九十日あるいは百二十日、はなはだしいのになると百五十日以上の手形の支払いを受けております。これは、中小企業がそういう手形を受け取りましても、割ることができないような問題があり、また決済が長くなりますと、手形の割引のワケが一決済が倍になればワケが倍要るわけでありまして、ところが、現在商工中金等においてそれほどたくさん資金がないのであります。この問題につきましては、昨年十一月十四日にわれわれ全国の代表者会議を開きまして、そして公取へ行つてぜひともこの下請への支払いを促進してもらふように要求しましたが、公取では、予算がないからそういう調査はとうていできない、一年に一べんくらいしか調査する余裕がないというふうなことで、公取の運営というものは実に無能であるというところを私は痛感して参りました。そういうことで、現在一番困つておられますのが下請に対する大企業の支払い遅延及び手形の乱発ということ、そのために中小企業はこれに対する利息を負わなければならない、それからこれに対する割引の問題を考へなければならぬということでありまして、これは資金以前の問題として一つ十分に御

検討をお願いしたい。大企業の中小企業に
対する支払いの遅延を何とか一つ行政
措置において短縮することのできます
るように一つお願いをいたしたいと思
います。

それから資金源の問題につきまして
は、われわれは一番関心を持っておる
のであります。

去る一月十四日にわれわれは全国中
央会の金融委員会を開きまして、三公
庫においてを願って、三月までの資金
繰りについていろいろと御相談をいた
しまして、状態を聞きました。

その節、商工中金では三月末まで
どうしても二百億の資金を必要とす
る、それから中小企業金融公庫では八
十五億の金を必要とする、国民金融公
庫では六十五億を必要とする。

国民金融公庫のごときはごく零細な
資金で、一人当たり平均二十七万円く
らいな資金でありますから、こういう
ものが申し込んで一月も二月もた
たなければ貸せないような状態ではほ
んど役に立たない。であるから、資
金繰りを無理をしないようにせむし
たい上には、どうしても六十五億要
る。

結局三百五十億の必要資金を要する
というわけで、われわれはそのことを
大蔵省及び各政党へも陳情いたしてお
きました。これが先日百十億円の財
政投融資と百五十億の買いオペ、合計
二百六十億ということになって、われ
われが三公庫と打ち合わせをいたしま
した類に比較いたしますれば、約九十
億円の不足しております。
九十億円の不足というものは、これ
は三公庫でいろいろやりくりをしてこ

れでやりましようけれども、これはは
んとうのやりくりであつて、実際の必
要を満たすことができないということ
であります。

それで商工中金などは本年の三月に
短期資金五十億を政府に返さなければ
ならないことになっておりますので、
現在でも少しもまいった手形で三月末
をこすものは現在割引ができないとい
うような現状になっております。そう
いうわけでありますから、この資金源
についてもぜひ何とかしていただいで
商工中金の五十億円の三月末の問題も
繰り延べをしていただくようなこと
していただきたいと思つております。

実際においてこの三公庫が現在中小
企業ないし零細企業との直接取引に
なっておりますので、これが非常なや
りくりでは、影響が直接に中小企業、
零細企業に参りますので、この辺を一
つ特に御相談をお願いしたいと思います。
それから保険の問題であります。保
険は保険料が下がりますが、これは
全国的に保証協会がその制度、その
資金量すべてが違ひますので、これ
もぜひ全国的に統一をいたして、保証料
の引き下げをしていただきたいとい
うことを切望いたします。

以上であります。

○早稲田委員長 次に、中小企業金融
公庫総裁の森永貞一郎君にお願いいた
します。

○森永説明員 ごく最近の概況を簡単
に御説明申し上げたいと思つて
最近の御承知のような金融状況を反
映いたしました。私どもの公庫に対す
る資金需要は、近來特に激増をいたし
て参っております。

ごく端的に申し上げますと昨年の四

月から十二月までの間に、直接貸付で
は、前年同期に對しまして約八割の資
金需要の増加でございますが、その
うち第三・四半期だけをとつてみます
と、二三〇%—二・三倍の資金需
要、申し込みの増加ということござ
います。

代理貸しにつきましては、四月—
十二月で三割二、三分の増加ござ
います。

そのうち第三・四半期だけをとつて
みますと、三九%、約四〇%近くの資
金需要増、申し込みの増加ということ
に相なっております。代理貸しの方が
低い数字になっておりますのは、これ
は、御承知のように、代理貸しにつ
きまして、あらかじめワクを各代理店に
配りまして、その中で運用をいたさせ
ておる関係もございますので、ワク以
上におろ無限に申し込みを受けられ
ないという金融機関、代理店のみずか
らの制約がございまして、今まで四
割にとどまっておりますが、おそらく
は正式な申し込みにならないでも、ウ
エイティング・リストに載っております
ものを全部集計いたしますと、やは
り直接貸しにも劣らない資金需要の増
加に相なっておりますのではないかと存
する次第であります。

そのような資金需要の増加を反映い
たしまして、昨年十二月末における申
し込みの手持ちを、毎月の資金払い出
し可能額で割つてみますと、直接貸付
につきましても、大体六カ月分の払い
につきましても、大体四カ月分の相当
につきましても、大体四カ月分の相当
の申し込みというふうな非常な資金需
要の増加に相なっておりますわけござ
います。

そのような資金需要の増加に
ついては、昨年十二月末における申
し込みの手持ちを、毎月の資金払い出
し可能額で割つてみますと、直接貸付
につきましても、大体六カ月分の払い
につきましても、大体四カ月分の相当
につきましても、大体四カ月分の相当
の申し込みというふうな非常な資金需
要の増加に相なっておりますわけござ
います。

そのような資金需要の増加に
ついては、昨年十二月末における申
し込みの手持ちを、毎月の資金払い出
し可能額で割つてみますと、直接貸付
につきましても、大体六カ月分の払い
につきましても、大体四カ月分の相当
につきましても、大体四カ月分の相当
の申し込みというふうな非常な資金需
要の増加に相なっておりますわけござ
います。

そのうち第三・四半期だけをとつて
みますと、三九%、約四〇%近くの資
金需要増、申し込みの増加ということ
に相なっております。代理貸しの方が
低い数字になっておりますのは、これ
は、御承知のように、代理貸しにつ
きまして、あらかじめワクを各代理店に
配りまして、その中で運用をいたさせ
ておる関係もございますので、ワク以
上におろ無限に申し込みを受けられ
ないという金融機関、代理店のみずか
らの制約がございまして、今まで四
割にとどまっておりますが、おそらく
は正式な申し込みにならないでも、ウ
エイティング・リストに載っております
ものを全部集計いたしますと、やは
り直接貸しにも劣らない資金需要の増
加に相なっておりますのではないかと存
する次第であります。

そのうち第三・四半期だけをとつて
みますと、三九%、約四〇%近くの資
金需要増、申し込みの増加ということ
に相なっております。代理貸しの方が
低い数字になっておりますのは、これ
は、御承知のように、代理貸しにつ
きまして、あらかじめワクを各代理店に
配りまして、その中で運用をいたさせ
ておる関係もございますので、ワク以
上におろ無限に申し込みを受けられ
ないという金融機関、代理店のみずか
らの制約がございまして、今まで四
割にとどまっておりますが、おそらく
は正式な申し込みにならないでも、ウ
エイティング・リストに載っております
ものを全部集計いたしますと、やは
り直接貸しにも劣らない資金需要の増
加に相なっておりますのではないかと存
する次第であります。

そのうち第三・四半期だけをとつて
みますと、三九%、約四〇%近くの資
金需要増、申し込みの増加ということ
に相なっております。代理貸しの方が
低い数字になっておりますのは、これ
は、御承知のように、代理貸しにつ
きまして、あらかじめワクを各代理店に
配りまして、その中で運用をいたさせ
ておる関係もございますので、ワク以
上におろ無限に申し込みを受けられ
ないという金融機関、代理店のみずか
らの制約がございまして、今まで四
割にとどまっておりますが、おそらく
は正式な申し込みにならないでも、ウ
エイティング・リストに載っております
ものを全部集計いたしますと、やは
り直接貸しにも劣らない資金需要の増
加に相なっておりますのではないかと存
する次第であります。

そのうち第三・四半期だけをとつて
みますと、三九%、約四〇%近くの資
金需要増、申し込みの増加ということ
に相なっております。代理貸しの方が
低い数字になっておりますのは、これ
は、御承知のように、代理貸しにつ
きまして、あらかじめワクを各代理店に
配りまして、その中で運用をいたさせ
ておる関係もございますので、ワク以
上におろ無限に申し込みを受けられ
ないという金融機関、代理店のみずか
らの制約がございまして、今まで四
割にとどまっておりますが、おそらく
は正式な申し込みにならないでも、ウ
エイティング・リストに載っております
ものを全部集計いたしますと、やは
り直接貸しにも劣らない資金需要の増
加に相なっておりますのではないかと存
する次第であります。

お願い申し上げておったわけござ
います。それに対して一月末に先ほ
ど来御説明がございました対策の一環
として、私どもの公庫にも三十五億、
うち長期資金が二十億で、十五億は来
年度の半ばに返す準長期でございま
す。追加投資をいたしたくことにな
りましたので、その結果この当
次第でございまして、その結果この
初の百七十五億の計画が二百十億とい
う数字に相なつた次第でございます。
この二百十億を前年同期の数字に比
べますと、五割六分くらいは資金供給
の増加と相なるわけでございます。最
近の資金需要の大勢から申しますと、
もちろん多々あります。申しますと、
ではあると存じますが、財政投融資に
つきましても、非常に困難なところを
捻出していただきました貴重な資金で
ございまして、私どももいたしま
しては、さしあたりこの二百十億の資
金をもちまして第四・四半期をどう
にかやり切つて参りたいというふう
に考へておる次第でございます。追加額
のうち十億くらいを二月に、それから三
月がやはり一つの区切りでございます
ので二十五億を三月に追加投入いた
しまして、当面の資金需要にこたえ
たいというふうに考へております。

お願い申し上げておったわけござ
います。それに対して一月末に先ほ
ど来御説明がございました対策の一環
として、私どもの公庫にも三十五億、
うち長期資金が二十億で、十五億は来
年度の半ばに返す準長期でございま
す。追加投資をいたしたくことにな
りましたので、その結果この当
次第でございまして、その結果この
初の百七十五億の計画が二百十億とい
う数字に相なつた次第でございます。
この二百十億を前年同期の数字に比
べますと、五割六分くらいは資金供給
の増加と相なるわけでございます。最
近の資金需要の大勢から申しますと、
もちろん多々あります。申しますと、
ではあると存じますが、財政投融資に
つきましても、非常に困難なところを
捻出していただきました貴重な資金で
ございまして、私どももいたしま
しては、さしあたりこの二百十億の資
金をもちまして第四・四半期をどう
にかやり切つて参りたいというふう
に考へておる次第でございます。追加額
のうち十億くらいを二月に、それから三
月がやはり一つの区切りでございます
ので二十五億を三月に追加投入いた
しまして、当面の資金需要にこたえ
たいというふうに考へております。

お願い申し上げておったわけござ
います。それに対して一月末に先ほ
ど来御説明がございました対策の一環
として、私どもの公庫にも三十五億、
うち長期資金が二十億で、十五億は来
年度の半ばに返す準長期でございま
す。追加投資をいたしたくことにな
りましたので、その結果この当
次第でございまして、その結果この
初の百七十五億の計画が二百十億とい
う数字に相なつた次第でございます。
この二百十億を前年同期の数字に比
べますと、五割六分くらいは資金供給
の増加と相なるわけでございます。最
近の資金需要の大勢から申しますと、
もちろん多々あります。申しますと、
ではあると存じますが、財政投融資に
つきましても、非常に困難なところを
捻出していただきました貴重な資金で
ございまして、私どももいたしま
しては、さしあたりこの二百十億の資
金をもちまして第四・四半期をどう
にかやり切つて参りたいというふう
に考へておる次第でございます。追加額
のうち十億くらいを二月に、それから三
月がやはり一つの区切りでございます
ので二十五億を三月に追加投入いた
しまして、当面の資金需要にこたえ
たいというふうに考へております。

お願い申し上げておったわけござ
います。それに対して一月末に先ほ
ど来御説明がございました対策の一環
として、私どもの公庫にも三十五億、
うち長期資金が二十億で、十五億は来
年度の半ばに返す準長期でございま
す。追加投資をいたしたくことにな
りましたので、その結果この当
次第でございまして、その結果この
初の百七十五億の計画が二百十億とい
う数字に相なつた次第でございます。
この二百十億を前年同期の数字に比
べますと、五割六分くらいは資金供給
の増加と相なるわけでございます。最
近の資金需要の大勢から申しますと、
もちろん多々あります。申しますと、
ではあると存じますが、財政投融資に
つきましても、非常に困難なところを
捻出していただきました貴重な資金で
ございまして、私どももいたしま
しては、さしあたりこの二百十億の資
金をもちまして第四・四半期をどう
にかやり切つて参りたいというふう
に考へておる次第でございます。追加額
のうち十億くらいを二月に、それから三
月がやはり一つの区切りでございます
ので二十五億を三月に追加投入いた
しまして、当面の資金需要にこたえ
たいというふうに考へております。

お願い申し上げておったわけござ
います。それに対して一月末に先ほ
ど来御説明がございました対策の一環
として、私どもの公庫にも三十五億、
うち長期資金が二十億で、十五億は来
年度の半ばに返す準長期でございま
す。追加投資をいたしたくことにな
りましたので、その結果この当
次第でございまして、その結果この
初の百七十五億の計画が二百十億とい
う数字に相なつた次第でございます。
この二百十億を前年同期の数字に比
べますと、五割六分くらいは資金供給
の増加と相なるわけでございます。最
近の資金需要の大勢から申しますと、
もちろん多々あります。申しますと、
ではあると存じますが、財政投融資に
つきましても、非常に困難なところを
捻出していただきました貴重な資金で
ございまして、私どももいたしま
しては、さしあたりこの二百十億の資
金をもちまして第四・四半期をどう
にかやり切つて参りたいというふう
に考へておる次第でございます。追加額
のうち十億くらいを二月に、それから三
月がやはり一つの区切りでございます
ので二十五億を三月に追加投入いた
しまして、当面の資金需要にこたえ
たいというふうに考へております。

ましても指導をいたしておるような実情でございます。

以上、簡単にございますが、主として第四・四半期の資金需要、それに対する供給を中心といたしまして申し上げます。次で、国民金融公庫の理事の松田文蔵君にお願いいたします。

○松田説明員 それではごく簡単に御説明申し上げます。

国金の三十六年度の年度当初の普通貸付の年間計画は千六十九億であったのでありますけれども、先ほど来のお話のように昨年第二・四半期から第三・四半期にかけて資金の追加をしていただきまして、資金計画としては年間千二百十三億になりました。さらに今回二十五億の資金措置を講じていただきましたので、その分だけ増加する、こういうことになるわけでございます。おかげさまで、最近の事態に対処して相当額の資金の増配を御配慮下さりまして、年間計画としては大体においてまあまあやっております、こういう見通しを持っておるような次第でございます。

最近の情勢でございますが、第三・四半期、年末貸付につきましては、公庫といたしましては四百九十六億という公庫始まって以来の大きな金額の貸付を実行いたしました。その関係で今年に持ち越した申込額も約百十億でございます。一昨年は百四億でございますが、今回は若干ふえました。けれども、金額の全体が非常に大きくふくらんでおりますので、その点を総合的に考えますと、貸し付け得るものは貸付できた、こういう感じがいたしてお

るのでございます。そういうことで越年をいたしたわけでございます。

この第四・四半期の見通しの問題でございますけれども、資金計画としましては、一応当初計画は百八十二億でございます。第四・四半期は従来の例でございますが、比較的閉鎖期になるのでございますが、それにはいたしません、前年が百五十三億余りでございましたので、それが百八十二億になっておりますから、二割増の資金計画になっておる次第でございます。それがさらに今回二十五億が加わりまして、約二百億程度の金は貸付し得る、こういうことに相なっておりますので、従来の例から見ますと相当の貸付増が今回は行なえる、こういうふうな考えでいいのじゃないかと思っております。

一月の申し込みの状態を一応集計をとっておりますのでございますが、前年同期に對しましては一七%ぐらいの増になっております。見込みとしては二〇%いくのじゃないかと考えておつたのでありますけれども、一応一七%の増、こういうことに相なっておりますのでございます。もう二月、三月は、やはり前年よりも少し増加加工合は上がつていくのじゃないか、かような考え方を持っておりますのでございますが、御承知のように零細業者の非常に大せいの方の申し込みを受けまして、その動向についてはばく然とした経済統計その他をもつて判断するわけに参りませんので、公庫の支所も八十八カ所でございますし、代理所も七百餘りございますので、全部が一体になつて今後の経済の——経済と申しましても、私どもの客層の動き、特にこの

引き締めの事態に於いてその影響がどういふふうに出てきて、どういふふうにか公庫の窓口に現われてくるかということについては、情勢の把握ということには努めまして善処していきたい、かように考えているような次第でございます。

現在のところ、一月になって私ども役員が各地に参りまして、所長を集めまた外部の方とも会つてお話を伺つておるのでございますが、比較的平穩でございます。問題はやはり三月から四月上旬に移つていくのじゃないか、こういう見通しを立てておるのでございますけれども、これはしかし個々のお客さんとお話するといふわけにもいきませんので、十分に注意して対処していきたい、皆様方の御期待に沿うべく私ども全力を尽くしたい、かように考えておりますので、どうぞ一つよろしくお願いいたします。

○早稲田委員長 以上で各公庫、金庫の方々の説明は終わりました。

○早稲田委員長 引き続き西案についての質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 西案に対して質問をいたしたいと思つております。幸い大臣がおいでになりますから、一言お尋ねいたしますが、先日予算委員会が永井委員の質問に對して池田総理から、中小企業は大企業ほど金詰まりではないんだ、こういう御答弁がありました。比較

的にお尋ねをいたしたので……私ども同様、中小企業ばかりではございません。企業全般についての金融の実際と申しますか、実勢、これはどうしても十分把握したい、かように思い、今日まで努力して参りました。御承知のように、景気の調整策に入りまして、いろいろの手を打つて参りましたが、なかなかこれというきめ手がない。最後に金融引き締めという処置をとつて参りましたので、これが各方面に非常な影響を与えておる、かように実は思ひ、経済の発展、伸長にどういふように影響しておるか、絶えず気をつけておるわけでございます。今日まで総理のお答えにしても、私の永井さんに対するお答えにいたしましたけれども、金融引き締めの際総合的に非常に困りに違いないが、それにしても中小企業に對しては、特にその実態等についてわれわれとすれば理解をしたつもりで、理解のほどを年末融資等の増額、そういう形で、資金増額で手当をしたのだ、こういうお話を実はいたしたのであります。先ほど来三公庫の方々からお話を伺いまして、最近の経済

の拡大といひますが、伸展と申しますか、これは予想外に拡大されております。従ひまして、金融を積極的に引き締める、こういたしますと、引き締め効果もなかなか及びかねますが、また同時にある程度資金をふやすと申しますけれども、その事業内容が拡大しておりますから、ふえた効果というものが一部で考へるようにはなかなかいきかねるのであります。先ほどのお話を聞いておりました、もちろん繰り越しの金額が前年に比べて大差がない状況である、こういうことをいわれましても、それでは貸し出した方はどうかという、貸し出した方の金額は例年に見ない増加されたのだと思つておる。それだけ経済が拡大されておるといふその実勢を私ども十分見ていかないと、融通を受けない部門が非常に困つたことになるだろう、こういうことを心配するわけであります。ただ総合的に申しますと、昨年末に私どもが心配したような事態は比較的起らな

くて済んだのじゃないか、この意味で金額の多い少ないという御批判はございますが、政府のとりました臨機措置は相当効果を上げたのではないか、かように私は見ております。

——三月については、先ほど来お話がありましたように、大体第四・四半期というものは、在来の例から見ますと、そう特別に手当をするということとでなしに経過しやすい期だと思つておる。大体は第三・四半期に手当をいたしまして、第四・四半期はその収縮状況を見るというのが普通でございます。しかし、今回の金融措置が長期資金よりも短期資金が相当にあつたということ

もございまして、第四・四半期につ

きましても例年に見ない手当を必要とするのではないかと、かように考えましても、これまたおしかりを受けるかわかりませんが、ある程度の金融措置をいたさないと、年度が交わります。しからば今年度は、年度が変わったら一体どうなのか、年度が変わると在来の第三・四半期、第四・四半期に短期融資をいたしておられますだけに、それらの回収についての処置もしていかなければならぬのではないかと、だから今の処置というものはある期間引っぱつていられる、そういうことで、金融の実態から申しまして収縮をいたすにいたしまして、その悪影響をできるだけ減殺することにもなるのじゃないかと、かように実は思いますので、大蔵当局ともそういう意味の話し合いはいたしておるわけでありませぬ。私は今の措置で十分とは絶対に申しませぬ。大勢として大企業については、大勢として大企業に絞めをしておるという際に、金額はわずかで中小企業の特異性というものを考へて増額した措置、これは一つ超党派的で御支援をいただきたい、かように思います。

○中村(重)委員 もちろん私も中小企業の金融難の打開、中小企業の抜本的な強化対策を講ずることについて、イデオロギーにとらわれたような発言というものはいたしておりませぬ。現在の中小企業の実態はそういった余裕がない非常に深刻であると考へておられます。三公庫の幹部の人たちはやはり大臣あるいは大蔵省、そういった方々の前での発言というものは比較的遠慮されたような発言がある。またそういうことが報告の中にもととずれば出てきて、安易な気持を持たせる

といたつたような感じがなきにしもあらずと私は思うのです。東京興信所が調査したところの発表をいたしておられますが一年間に倒産した事件数一千二百件、戦後六番目ということがいわれておるのであります。そういった例、あるいはまた大企業が金融調整という形の上において金詰まりが来ておる、そのしわ寄せというものが取引条件の悪化ということによつて中小企業にのしわ寄せされておることは、これは議論の余地がありません。従いまして、先ほど森永總裁の説明の中からも申して、非常に直貸しあるいは代理店貸しという面におきまして申し込み件数の三あるいは四〇%消化しておるにすぎないのだ、そのように考へておるわけでありませぬ。これに對しましての大臣の取り組む考へ方、これに對しては、きょうは時間がないようございませぬから、伺いたいと思つてございませぬ。

さらにも、申し上げるまでもないことと申して、申し上げても、中小企業は金融難に陥つておる、非常に困つておるといふことから、そのつど金融措置をすればいいんだ、こういう態度というものは、中小企業の本心と強化発展をはかり、二重構造をなくすということにはならないと私は思つておる。これは抜本的な意欲的な政策というものを講じていくのでなければならぬ、このように考へるわけでございます。まあしかし、ただいま申し上げましたように、非常に重大な問題でございますので、きょうは時間もありませぬ。大臣も時間がないようございませぬから、いづれあらためて大臣に對する質問はいたしたい、このように考へます。

法律案に對して質問をいたしますが、今度商工組合中央金庫法の一部改正、さらには中小企業信用保険公庫法の一部改正、この二つの法律案が一本にまとめて提案をされておる。これは私は融資の面におきましても、片や政府出資一方は財政投融資である、こういう面からいいたしても、これは異質のものでありませぬ。これを一本にして提案されたのはどういふ根拠によるのか、その点を伺いたいと思つてございませぬ。

○大塚政府委員 本日いたしましたことは格別の意味はございませぬが、いづれも組織法に關する商工中金及び保険公庫という二つの機關に對してのたまたま出資が主体の改正でございますので、便宜取り扱い上一本にしたということと申しては、特別のそれ以上の理由で考へておるわけではございませぬ。

ども、なかなか資金量はふやさない、輸出をふやすためにこれに融資が片寄るといふことになって参りますと、一般の中小企業の金融というものが非常に窮屈になる、こういうおそれがある、私は思ふのであります。そうした点に對しての配慮を持つておられるかどうか。

○大塚政府委員 私ども、この点については特に輸出組合を入れますために全体の資金量に圧迫を加えるような結果になりませんように十分運用上考へて参りたいと思ひますが、現実的にはそうたくさんのが、また輸出金融までやるつもりはございませんので、そういった御心配のような事態を生ずることはないと思ひますが、運用の面においても十分注意をして参りたいと思ひます。

○中村(重)委員 輸出金融はやらぬ、こうおっしゃるんですが、輸出金融であるなしというようなことはどういふ基準でこれを判断をいたしますか。そういうことにならないといふんですか。はつきりそういう制度をお作りになるのですか。

○大塚政府委員 外國為替の割引事務等は現在扱わないということになってゐるので、そこまでは扱いません。ただ國內の集荷資金あるいは共同事業をやります場合の資金、そういうものを主として考へておるわけでございませぬ。

○中村(重)委員 私どもは、そういう窮屈な意味で輸出金融であるとかそうでないとかいふことは言わない。また中小企業というものは、そうしたはつきりした形で資金繰りをやるという形の余裕といふものは私はないと思ふ。やはりこういう制度をお作りになる以

上は、十分資金的に手当をしていく、こういう考へ方というものがなければならぬ、こう思ふのであります。大月銀行局長の考へ方をちよつと聞いてみたいと思ひます。

○大月政府委員 ただいま長官から御説明がありました輸出金融につきましても、いろいろ広い意味、狭い意味があるかと思ひます。今の商中のやりまはす輸出金融は、少なくとも先ほどお話のございましたようないわゆる輸出買手の割引、これは組合に對してはやらない、またやれない、こういう建前になつておると思ひます。ただ一般に輸出の前の段階の集荷資金、輸出前貸し、こういうような問題を輸出買手の形によらないでやるということは実行しておられるはずでございまして、またその範圍に對してこの中小企業金融にも役に立たせるということ考へて参りたいと思つております。

○中村(重)委員 次に、第六条の七に「商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加」する。こういうことになつておるわけでありませんが、先ほど来からいろいろ参考人あるいは説明員の報告によつても明らかによつて、中小企業金融の資金量といふものは、幾らあつても足りない、こういう状態でありませぬ。特に私どもが資本金に相当点を置かなければならぬと考へます。これは、いわゆる貸付利率の問題であります。資本金をふやしていくのでなければ、商工中金の貸付利率は下がつて参りませぬ。中小企業の今日の状態は、やはり資本金をできるだけふやして金利を下げていく、こういうことが必要になつてくると思ふのであります。かつて商工中金に對して指定預

金をしておられて、これを引き揚げられたことが、融資に際して相当貸付利率といふものが高くなつてきた、これは否定できないわけでありまして、いろいろとむずかしい關係もございませぬけれども、この指定預金の制度を復活する、これが望ましいものであるといふことは、ひとり商工中金だけでなくて、中小企業の金融緩和、利率の引き下げ、これを考へておる人のひとしく期待してゐるところであると思ふのであります。そういう意味から、この二十億といふものをとつとふやす必要があると思ふのであります。通産省としてはこれを大蔵省にどの程度要求して二十億といふものが認められたのか、まず当初要求されたのは、私聞くとどうなるかと、たしか八十億程度要求したやにも聞いたのであります。二十億に決定した経過は、これはいかゞどうか、これらの点に對して伺つてみたいと思ひます。

○大塚政府委員 御指摘のように、私どもでもできるだけ政府機關の中小企業向けの貸し出しの金利を引き下げる方向につきましても努力をしておる、これはならない点であると思ひます。さて、その意味におきまして、実は商工中金に、当初の要求として、百億円の増資ということ考へておりましたのでございませぬ。

出ました結論は二十億でございませぬが、今日の段階で一般的な金利水準引下げの措置をとるといふことは、時期的に必ずしも適當ではないのじやないかという時期的問題もございまして、

【委員長退席、岡本茂、委員長代理着席】

この点に對しての要請は私どもとしても遠慮いたしまして、資金量の確保ということに重点を置きまして、財政投融資面の増額をはかつたわけでございます。二十億につきましては、金利水準の変更といふことではございませぬけれども、商工中金の特に長期の貸付金利が非常に中公と比べて高くなつておる、それで、十億の出資を得ましたこの機会に、長期の金利は多少手直しをして、一厘程度引き下げるようにということにいたしましたと思ひます。

○中村(重)委員 ただいまの答弁は、非常に消極的だと思ひます。もつと積極的な態度で中小企業庁長官に臨んでもらうのでなければ、私はだめだと思ふ。商工中金の資金といふものは、財政投融資にいたしましたも非常に短期である、これは大きな問題点となつておるわけでありませぬ。さらに、先ほど私が申し上げました、指定預金、法律的にはいろいろの疑義もある、こういうことも言われておるのであります。これを復活するといふ意思が大蔵省はないのかどうか、もしこれができないとすれば、今日の中小企業金融の実態から考へて、何かこれにかわるいわゆる金利を安く中小企業に融資するといふ考へ方の上で立つた特別の措置が考へられないかどうか、その点を伺つてみたいと思ひます。

○大月政府委員 國庫余剰金の指定預金の問題につきましては、従来からいろいろ問題がございまして、商工中金につきましても、かつて六十二、三億ございましたのを引き揚げたのであ

りませぬ。ほかの金融機關にございましたものも全部引き揚げたわけでございます。これは一つは法律上の疑義がございまして、政府としてこういう措置ができるかどうかという点について、會計検査院の御指摘がございましたので、引き揚げたような次第でございませぬ。その他実態上の理由といたしましては、國庫金を統一的に運用するといふ面からいまして、各金融機關に分散して預金をするということが、國庫の統一運用を害するといふようなこと、あるいは一度指定預金をいたしますと、政府の都合で引き揚げたい場合になかなか引き揚げにくい。特に越前が中小企業金融といふようなことにありますと、前回の場合にも数年にわたつて——約束は三分三カ月の期限であつたかと思ふのでありますけれども、これが数年にわたつて据え置かれたといふようなことございまして、國庫の立場としては非常にむづかしいといふような事情がございませぬ。

それで、ただいまのところ、大蔵省としては指定預金を復活するつもりはないわけでございますが、今のようにならざるに引き揚げが非常に強くて金融に圧迫を加えておる、これに對してどうするかという検討は続けておるわけでありまして、それに対しては先般の三政府機關に對する資金の追加もその一環でございませぬ、あるいは市中金融機關の持つております金融債を資金運用部で買い上げまして、これを放出するといふこともやつておるわけでございます。これは全般的な資金の調節及び全体としての中小企業金融に

対する考え方でございます。

具体的にそれでは商工中金について金利を下げるためにどうするかということになりますと、仰せのように、出資をするのが最善の方法であろうと思えます。しかし、この原資は、御存じのように、産業投資特別会計の原資でございまして、非常に限定的なものでございまして、そういったしまして、他に代わるべき方法といたしましては、やはり金融債を引き受けるということになろうかと思っております。それと、長期の金融債と短期の金融債とございまして、比較的安い短期の金融債を中心にして引き受けていく。それが現在の商工中金の貸し出しペースとに合わせまして、ある程度資金緩和に役立つおんじやないか、こういうふうな考え方をしております。

○中村(重)委員 いろいろ考え方もあります。この指定預金が法的に疑義がある、こういうことであるならば、出資をして資本金をふやしていく、ともかく資金量をふやして、しかも安い金利で貸付ができるように特段の配慮を強く要望しておきます。

第二十九条に「其ノ他ノ金融機関」というのを追加しておるわけですが、これはどうい理由からまた必要からこれを追加されたのですか。

○大堀政府委員 現行法の規定により「銀行」にだけ預金ができるとなっておりますが、銀行という名前で、相互銀行までは銀行ということで読んでおられますが、信用金庫あるいは信用協同組合というものは銀行という概念に入りませんものから、これを相手にす

ることができないというのが現状でございまして、御承知のように信用金庫も十年以上の歴史もありまして基礎も非常にたかくなっておりますから、やはりこれらにも同じように預金ができるというように改めることが当然ではないか、かように考えまして、またこれによりましてこういった面に対する商工債券の発行等をふやしていくということも可能になろうかと考えまして、そういう意味で「銀行」とあるのを「銀行其ノ他ノ金融機関」と改めたというふうな考え方を次第であります。

○中村(重)委員 おそらくこの最大ののねらいは、商工債を消化させるということにあるのではないかと、こう見えておるわけですが、これに対してはいろいろと議論もあるところであり

この商工債重点になり過ぎるということとは安易な金融だ、こう思うのであります。商工債に重点を置くために、ここでいわゆる貸付金利が非常に高くなつてくる、こういうことになるわけでありまして、しかしこの点は、商工中金が商工債というものに相当なウェイトを置いてやっておることから、それから、この法律案の改正の中でこれはやむを得ないと思うわけでありまして、また根本的な問題としては、さらに議論を深めて適切な方策を講じなくちゃならぬと思うわけでありまして、

次に、この改正案の問題点の一つであると思うのであります。商工債券ノ所有者ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該債券ヲ担保トスル短期貸付ヲ為スコト、これでありまして、これは一種のサラリーマン金融だ、私はこ

う見ているのであります。そうでないかどうか、これもまたいわゆる商工債を消化するというに相当なねらいがあるのではなからうか、こういうふうに見るのであります。この点どうでしょう。

○大堀政府委員 私どももいたしましては、これはやはり商工債券の売れ行きを拡大するというのがねらいでございまして、この貸付の制度につきましては、それを促進する意味で考えておるわけでございますが、運用として余剰金の運用に限っておるわけでございます。余剰金の運用としてこういった債券担保の短期の貸付をやる。従いまして貸付の比率も制限する、一人当たり最高限度もきめていく、こういうことで縛つておまして、こういうことができることによつて債券の売れ行きを拡大することができると考えておるわけでございます。そういう意味で制度の貸付全体の運用を大きく変えるという考え方はございませぬので、御了承をいただきたいと思つて、

○中村(重)委員 端的に言つて、このやり方はいわゆる両建債券あるいは割引債券という形にもなると思つて、確かにこういういろいろな制度を作つて商工債券を消化させていくということですね。非常に安易な行き方だ、健全な方向というふうには受け取りかねる面があるわけでありまして、

今度の商工組合中央金庫法と中小企業信用保険公庫法の二つの法律の改正案を対して、これを一本の法律として提案をしておる。これに対しては私どもも疑義があるわけでありまして、大堀長官としては別に特別の意味はないのだ、

便宜こういうことをやったのだという答弁であつたのであります。法制局としてはこれに対してどういう見解を持つておられますか。

○吉國政府委員 ただいまの商工組合中央金庫法の改正と中小企業信用保険公庫法の改正とを一本の法律案とした理由については御質問でございまして、私どももいたしましては、商工組合中央金庫法もまた中小企業信用保険公庫法も、いずれも中小企業金融につきましてのいわば組織法でございまして、その組織法につきまして昭和三十七年度予算において認められました組織上の変更を加えるということと内容としておられますので、法律の趣旨といつたしましては全く同一の趣旨に出るものでございまして、一本の法律として商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案として処理する方が、法律改正の体裁としては整うという考え方でございまして、

同時に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を提案いたしておるわけでございますが、中小企業信用保険法の一部改正案の方は、商工組合中央金庫法等の一部改正案とは異なりまして、予算に直接関係を持つておりませんこと、商工組合中央金庫法等の一部改正のごとく中小企業関係の金融機関の組織を定めるものではございせんので、いわばその中小企業金融の行爲について規律する法律の改正でございまして、やや趣旨を異にする点がございまして、別の法律案にいたしたまはさういふ理由でございまして、

○田中(武)委員 ただいまの問題に關連をしてお伺いをいたします。法制局長の答弁によると、両法が中小企業

金融の組織に関する法律として共通点がある、さらに予算によつて変わったのだから一緒にしたのだということなんです。私が今まで常識として考えておるところは、一つの法律をもつて他の法律の改正をする場合は、その法律が制定あるいは改正せられることによつて他の法律に影響があるというふうな場合に附則でやつたと思うのであります。あなたのおっしゃるようなことであるならば、なぜ改正法案の見出しを商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案といたしたのか。商工組合中央金庫法と

いうことを先に出して、その中の二条において中小企業信用保険公庫法を出すということになるならば、一方が主であつて一方が従になる。商工中金の改正と中小企業信用保険公庫法の改正との間にどういふ関連がありませぬか。

○吉國政府委員 ただいまの御質問でございまして、先ほどお答え申し上げました中で、同一の趣旨に出ると申し上げましたのは、商工組合中央金庫及び中小企業信用保険公庫に対する政府出資の増額という点、これは今後の両機関の運営につきまして非常に重要な意味を持つこととございまして、その点において共通しておるといふことは、法律制定の理由といたしまして、これは一番重要な事項であると私どもは考えたわけでございます。

それから、従来は一定の事項を本則に置いて、たとえばある甲なら甲という法律を改正して、それに伴うものを附則で改正するというのが例であつたのではないかと、この通りでござい

が、その点はまさにその通りでござい

ますけれども、本件の場合はそれとは異なりまして、商工組合中央金庫法の一部改正と中小企業信用保険公庫法の一部改正とは、商工組合中央金庫法の改正をいたしたために中小企業信用保険公庫法の改正をいたすという趣旨のものではないと見えて、いわばそれぞれ独自の改正内容でございますが、先ほど申し上げましたように、政府出資の増額をいたすという点において相当重要な要素が共通をいたしておりますので、一本の法律にしたということでございます。

それから第三に、それでは何ゆえに中小企業信用保険公庫法というものを題名に掲記しないかというお話でございますが、この点につきましては、まことにその通りでございます。商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律といたしましてももちろん差しつかえございませぬし、あるいはそうすることも確かに一つの考えと思ひますが、内容も非常に少なうございまして、それから分量から申しますと、商工組合中央金庫法の一部を改正する部分が多う多いという関係から、従来でも二つ以上の法律を一時に改正する場合には何々法等の一部を改正するほかにまた廃止、その他のことがございます場合には、何々法を改正する等の法律というような題名を使ってやつて参つたわけでございます。今度も商工組合中央金庫法を先に掲記いたしましたして、その等の一部改正という格好にしたわけでございます。

の順序に従つたわけでございます。商工組合中央金庫法が昭和十一年の制定であるのに対して中小企業信用保険公庫法は昭和三十三年でありますので、商工組合中央金庫法を第一条にいたしました。そして先ほど申し上げましたように、商工組合中央金庫法の改正の部分が多う長いということもあわせ考えまして、商工組合中央金庫法等の一部改正という題名にいたしましたわけでございます。

○田中(武)委員 いろいろと理屈を言っているが、私はこういう形式は認められない。なるほど中小企業の金融に関する組織の法律であるという点は双方の共通点です。それなら今後あらゆる法律も、探せばどこかにそういうような共通点が出てくる。従つて、予算によつてというなら予算関連法律案は二本か三本で国会は終わるということになるのです。こういうくせはつけたくない。これがかりに成立した場合には、この法律はやはり昭和三十七年法律何号ということで行方になると思ふのです。そうした場合に、中身が分かれて、一つは商工中金の方の法律にいく、一つは中小企業信用保険公庫の法律にいく、そういうふうに分解するわけですか。従つて、そういうことは、便宜的だか何だか知りませんが、題名は「等」となつてごまかしておりますが、一方が主としての改正であり、他がそれに伴うところの改正であるならいざ知らず、双方独立した、関連性のない一つの法律であります。従つて委員長に申し上げます。この法律は、二つの法律の改正の手續として出してこれない限り、われわれは審議を拒否いたします。

それからも一つ、商工組合中央金庫法を前に出したのは、法律の制定

○中村(重)委員 これは便宜主義もはなはだしいと思ふのです。あなたは先ほど法律の体裁としてはこれがいいのだと思ひます。これは体裁としては全くなつておらぬ、こういうことをやるべきでない、こう思ひます。ましてや一方は半官半民的な性格のもので、公庫そのものの性格が違ふ。しかもこの二つは人格が違つておる。それを一つの組織法的なものに、こういう形でこのような法律の改正という非常に重要なものを便宜主義的におやりになる。しかも法制局が得々としてこれがいいのだと言つて至つては、私はまことにけしからぬと思ひます。このことに対してはいずれ、たゞいま田中委員から発言がありましたように、私どもは委員会としてこれに対する適当な態度を決定する、こういうことにしたいと思ひます。

○田中(武)委員 与党はそろつておりませんが、今からこれの撤回の決議案を出したいと思ひますが、いかがですか。それとも委員会をやめて理事会で相談しますか。

○岡本(茂)委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩
午後零時五十分開議
○早稻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人の方々には、御繁忙中にもかかわらず、長時間にわたりましていろいろ御説明をいただき、感謝にたえません。厚く御礼を申し上げます。本日はこの程度で散会をいたしまして、次の委員会は公報をもつてお知らせ

せ申し上げます。
午後零時五十六分散会

昭和三十七年二月十日印刷

昭和三十七年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局